○八街市環境審議会条例

昭和47年10月5日
条例第21号

（設置）
第1条　本市の環境保全に関する基本的事項を調査及び審議するため環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、八街市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（全部改正〔平成7年条例15号〕）
（所掌事務）
第2条　審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。
(1)　公害防止対策の樹立及び推進に関すること。
(2)　環境保全についての調査及び研究に関すること。
(3)　その他環境対策に必要な事項に関すること。
（組織）
第3条　審議会は、委員10人以内をもって組織する。
2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　各種団体の代表
(4)　事業所の代表
（一部改正〔平成16年条例18号・23年18号〕）
（任期）
第4条　委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第5条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
（会議）
第6条　審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（関係者の出席等）
第7条　審議会において、必要と認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第8条　審議会の庶務は、経済環境部環境課において所掌する。
（一部改正〔平成4年条例28号・5年8号・19年13号〕）
（規則への委任）
第9条　この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（一部改正〔平成23年条例18号〕）

附　則

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（八街町公害防止対策委員会条例の廃止）
2　八街町公害防止対策委員会条例（昭和41年条例第15号）は、廃止する。
（一部改正〔平成4年条例28号〕）
（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）
3　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和39年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第1条第30号を次のように改める。
(30)　公害対策審議会委員
別表第4中「公害防止対策委員会委員　1,500円」を「公害対策審議会委員　1,500円」に改める。
（一部改正〔平成4年条例28号〕）

附　則（平成4年3月19日条例第28号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附　則（平成5年3月31日条例第8号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附　則（平成7年6月22日条例第15号）

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際、この条例による改正前の八街市公害対策審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の八街市環境審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和39年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第41号を次のように改める。

(41)　環境審議会委員

別表第4中「

公害対策審議会会長
公害対策審議会委員

」を「

環境審議会会長
環境審議会委員

」に改める。

(八街市公害防止条例の一部改正)

4　八街市公害防止条例(昭和47年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「市公害対策審議会」を「市環境審議会」に改める。

附　則(平成16年12月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年3月23日条例第13号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成23年6月21日条例第18号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の八街市環境審議会条例第3条の規定にかかわらず、改正前の八街市環境審議会条例第3条の規定により、委嘱を受けた委員(次項において「旧委員」という。)の任期は、当該委員の任期までとする。

3　旧委員が欠けた場合であって、委員を補充するときは、当該委員の任期は、旧委員の残任期間とする。